

## 新発田市結婚活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を創出し、婚姻を促進することにより、地域における少子化対策の推進に寄与することを目的として、新潟県が運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」(以下「ハートマッチにいがた」という。)の会員登録を行うための費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則(昭和33年新発田市規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 結婚活動支援補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 20歳以上であって、現に婚姻をしていない者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が負担したハートマッチにいがたの初回の会員登録料とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新発

田市結婚活動支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) 身分証明書の写し
- (2) ハートマッチにいがたの会員登録証の写し
- (3) 市税を滞納していないことを証する書類
- (4) ハートマッチにいがたの会員登録に係る領収書の写し
- (5) 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、会員登録した日の属する年度の末日までに行わなければならない。

（交付決定及び額の確定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、新発田市結婚活動支援補助金交付決定兼確定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、交付決定を受けた者が、虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。